

広島県告示第七百九十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定した尾道糸崎港松永地区（その二）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十二年九月三十日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

基点一から基点二〇までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

二 点の位置

基準点 福山市今津町本郷川左岸鉄道橋橋台下流端（北緯三四度二六分三八秒、東経一三三度一四分四六秒）

- 基点一 基準点から一七二度一四分五〇秒の方向八三四・七五メートルの点
- 基点二 基点一から九〇度〇〇分〇〇秒の方向一〇・〇〇メートルの点
- 基点三 基点二から一七二度三〇分五〇秒の方向七五六・二〇メートルの点
- 基点四 基点三から一一一度五〇分四六秒の方向一四・〇〇メートルの点
- 基点五 基点四から六八度三〇分〇九秒の方向五五一・三三メートルの点
- 基点六 基点五から三四八度三四分四六秒の方向一、一〇三・九〇メートルの点
- 基点七 基点六から二六一度三〇分五二秒の方向一七八・〇〇メートルの点
- 基点八 基点七から三三一一度四八分二二秒の方向八四・〇〇メートルの点
- 基点九 基点八から八一度一九分三四秒の方向二二四・〇〇メートルの点
- 基点一〇 基点九から八一度五八分四二秒の方向一一・〇〇メートルの点
- 基点一一 基点一〇から七九度二三分二〇秒の方向二一・三七メートルの点
- 基点一二 基点一一から八二度一三分三八秒の方向八・〇〇メートルの点
- 基点一三 基点一二から八一度三二分五六秒の方向五九八・〇一メートルの点
- 基点一四 基点一三から八一度〇〇分〇〇秒の方向一〇・〇〇メートルの点
- 基点一五 基点一四から一四〇度五二分一三秒の方向三七・三五メートルの点
- 基点一六 基点一五から九〇度一九分四八秒の方向一九・九一メートルの点
- 基点一七 基点一六から一九〇度四二分〇一秒の方向六六三・〇一メートルの点
- 基点一八 基点一七から一一一度四九分二五秒の方向三九・一一メートルの点
- 基点一九 基点一八から八一度五一分三六秒の方向二一三・〇七メートルの点
- 基点二〇 基点一九から一四〇度〇〇分〇〇秒の方向二一・〇〇メートルの点